
令和 8 年度第 3 回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 令和 8 年 6 月 1 1 日 (火) 1 3 時 3 0 分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 ○農業委員

会長	1 2 番	安部 寛			
会長職務代理者	1 3 番	山根 祐一	1 4 番	川村 忠幸	
委員	1 番	田中 孝幸	2 番	東田 輝正	
	3 番	明治 良一	4 番	岸本 慶子	
	5 番	衣笠 指図	6 番	横野 俊彦	
	9 番	大谷 誠一	1 0 番	細田 邦男	
	1 1 番	山本 知司			

○農地利用最適化推進委員

委員	西尾 寿秋	井上 寿光
	岸本 政明	横山 茂
	猪本 正己	佐藤 洋一
	藤田 榮一郎	鎌谷 一也
	中山 浩一	保田 公範
	山田 裕人	公賀 義高
	中嶋 美枝子	

4. 欠席委員 上田 正人 大村 祥一郎

5. 議事日程

第 1	議事録署名委員の指名	1 4 番 川村 忠幸	1 番 田中 孝幸
第 2	報告事項 1	農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について	
	2	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について	
	3	農地法施行規則第 29 条第 1 項該当転用届出書について	
第 3	議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請審議について	
第 4	議案第 2 号	農用地利用集積等促進計画について	
第 5	議案第 3 号	地籍調査事業に伴う農地の地目変更について	
第 6	そ の 他		

農業委員会事務局職員 事務局長 大石 博 係 長 尾崎 千穂
主 事 藪田 龍哉

6. 会議の概要

事務局長	開会(13 時 30 分) 本日の欠席者は、上田正人委員、大村祥一朗委員 2 名です。 農業委員 出席者数 12 名 農地利用最適化推進委員 出席者数 13 名 八頭町農業委員会会議規則第 6 条に規定する定足数を満たしていますので、本会議は成立いたします。 それでは、令和 8 年度第 3 回八頭町農業委員会を開会いたします。 開会にあたり、会長のあいさつをお願いします。
会長	(あいさつ) 日程第 1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、14 番 川村忠幸委員、1 番 田中孝幸委員 お願いします。 次に日程第 2、報告事項です。私からはありませんが、皆さん方で報告がありましたらお受けしたいと思います。
委員一同	(報告なし)
会長	無いようですので、事務局は報告をお願いします。
事務局	報告を 3 件させていただきます。資料をご覧ください。 報告 1 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について。 相続についての届出です。 今月は 6 件です。 記載事項が漏れなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。 報告 2 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知を受理しましたので報告します。 5 ページをご覧ください。 農地の貸借の合意解約です。 今月は 3 件です。 双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。 報告 3 農地法施行規則第 29 条に基づく、2 アール未満の転用届出を受理しましたので報告します。 7 ページをご覧ください。 今月は 1 件で農業用倉庫です。 本件は、営農効率化のために行うものであり、設計図面により農業経営に直結する施設であることを確認しております。 当該敷地は、約 30 年前に前経営者が農地法第 29 条第 1 号に基づく届

	出を行い、農業用倉庫が設置された土地です。今回の届出は、同倉庫の増築及びすくも小屋の設置に係る新たな計画に基づき設置された施設であり、農地転用許可の特例規定を満たすものと認められるため、受理しました。 以上です。
会長	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
会長	続きまして、日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請につきまして審議を行います。受付番号 5-1 について、事務局は説明をお願いします。
事務局	農地法第 3 条の規定による許可申請審議について。 受付番号 5-1 について説明します。 農地の所在は、東 地内の 畑 3 筆の合計 3,101 m²で、売買による所有権移転です。譲渡人は八頭町外の個人、譲受人は八頭町内の個人です。 理由につきましては、譲渡人は夫名義であった農地を昨年相続され、現在、施設入所中です。後継者は町外在住であり、今後の営農継続が困難なため、農地付き物件として空き家バンクに登録をされていたところ、町内在住の譲受人が購入を希望され、宅地、建物、申請地 3 筆、農機具一式をまとめて買い受けることで話がまとまったものです。 農地法第 3 条第 2 項各号の許可要件についてご説明します。 まず、全部効率利用要件については、現在、譲受人は所有する農地はありませんが、知人が耕作する畑でりんご栽培の手伝いをされており、この度買い受ける農地ではりんごや野菜を栽培される予定です。 通作については、すべての申請地が買い受ける空き家から概ね 200m 以内にあり、問題ないと認められます。 次に、農作業従事要件については、譲受人は 7 年程度の農作業従事経験があり、問題ないと認められます。 最後に、地域との調和要件については、周辺は田や畑、宅地に囲まれており、周辺地域への支障を生じるおそれはないものと認められます。以上です。
会長	この件につきましては、14 番 川村忠幸委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。
川村委員	(事前調査結果報告) 14 番川村が報告させていただきます。事務局説明のとおり、譲渡人は昨年、夫がお亡くなりになり、自身は施設に入所されております。空き家バンクに登録され、これ以外の部分について私どもで耕作をさせていただいている筆もあります。今回の話について、お子さんの方にも話をさせていただきましたが、いい話なので進めてほしいとのことです。耕

	作されなくなってから 2 年ほど経過しておりますので、そこを活用していただくというのは地域にとりましても非常にいいことだと思っております。
会長	受付番号 5-1 につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
会長	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
会長	賛成多数と認めます。受付番号 5-1 について、申請どおり決定といたします。 以上で、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての審議を終了します。 続きまして、日程第 4 議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画について、事務局は説明をお願いします。
事務局	議案書の 2 ページをご覧ください。 議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画について説明します。 八頭町長より令和 8 年 5 月 29 日付けで農用地利用集積等促進計画について意見を求められているものです。 それでは、整理番号 75-1 から 80-6 について説明します。 この度は貸借のみです。 鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地 8,517 ㎡(8 筆)を借受け希望のありました地域の担い手等へそれぞれ貸付けをするものです。 農事組合法人八頭船岡農場へ 1,196 ㎡(2 筆)、鳥取県畜産農業協同組合へ 2,041 ㎡(2 筆) [2 法人分合計:4 筆 3,237 ㎡]、その他 4 名の個人耕作者へ 5,280 ㎡(4 筆)を貸付けます。 4 ページの整理番号 80-6 について補足説明をします。 池田地内の田 2 筆のうち下段 1 筆については、未相続の農地であり、相続人の過半の同意が得られないため、令和 8 年 3 月の定例会で共有者不明に係る公示の決定を受け、3 月 11 日から 5 月 11 日まで公示を行なった結果、異議の申出がありませんでしたので、この度の促進計画案に記載されております。 以上です。
会長	それでは審議を行います。整理番号 75-1 から 80-6 につきまして、質問意見はありませんか。
大谷委員	貸付面積が一部となっており、残りはどうなっているのか。

事務局	貸し付けの残りについては、畑作と建物となっており、水稻対象のみの貸し付けとなっております。
会長	その他意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
会長	賛成多数と認めます。整理番号 75-1 から 80-6 につきまして、申請どおり決定します。 以上で議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画について審議を終了します。 続きまして、日程第 5 議案第 3 号 地籍調査事業に伴う農地の地目変更について、事務局は説明をお願いします。
事務局	議案書の 5 ページをご覧ください。 議案第 3 号 地籍調査事業に伴う農地の地目変更について説明します。 地籍調査課が実施した地籍調査の結果に基づき、職権により、現況地目への変更を行うものですが、対象が農地の場合については、農業委員会へ通知し、意見を求めるというものです。 本件は、令和 6 年度実施の郡家の一部、福地の一部が対象です。 各地区の農地で登記簿上の地目が「田」または「畑」等となっている筆について、地目が農地以外のものとなった筆、また農地のままであっても、田畑の地目変更、分筆や合筆による地番変更がなされた筆について記載されています。 農業委員会からの意見提出後は、地籍調査課において所有者への閲覧を行い、同意を得たうえで決定され、県の認可、国の審査を経て登記される予定です。以上です。
会長	この件につきまして、質問意見はありませんか。
事務局	委員から現地確認不能、年月日不詳など地籍調査事業の取り扱いについて質疑があり、地籍調査事業によって地目が農地以外のものになっているものについては、公的団体、個人等を問わず、農地法の遵守について農業委員会を通じた啓発や理解の推進が必要である旨、説明。
会長	その他意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
会長	賛成多数と認めます。 以上で日程第 5 議案第 3 号 地籍調査事業に伴う農地の地目変更についての審議を終了いたします。 続きまして、日程第 6 その他について、事務局より説明願います。

事務局	1. 研修積立金の返金について 2. 全国農業新聞の購読について 3. 次回 7 月定例会 次回の農業委員会は 7 月 9 日(木)13 時 30 分から、船岡地区公民館大集会室で開催します。よろしくお願いいたします。以上です。
会長	その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。
委員一同	(なし)
会長	無いようですので、以上で第 3 回農業委員会を終了します。 終了(14 時 30 分)
事務局	本日の会議は(1 時間)です。活動記録簿への記録をお願いします。
	閉会